

経 済 産 業 省

20251119貿局第1号

経済産業省貿易経済安全保障局

「外国為替及び外国貿易法（輸入関係）基本通達」（平成19年7月12日付け平成19・03・28貿局第4号）の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

令和7年11月26日

経済産業省貿易経済安全保障局長 成田 達治

「外国為替及び外国貿易法（輸入関係）基本通達」の一部改正について

「外国為替及び外国貿易法（輸入関係）基本通達」（平成19年7月12日付け平成19・03・28貿局第4号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正する。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

「外国為替及び外国貿易法（輸入関係）基本通達」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○外国為替及び外国貿易法（輸入関係）基本通達（平成19年7月12日付け）

改 正 後	現 行
1－2 輸入の承認に関する確認 1－2－1～1－2－5 （略） 1－2－6 輸入の包括承認に関する確認 特定科学施設包括（輸出・輸入）承認取扱要領（輸出注意事項2019第36号・輸入注意事項2019第80号）に基づき交付されている特定科学施設包括承認証に係る確認については、以下によることにする。 1 輸入しようとする貨物の船積地が、ワシントン条約締約国等（「輸出貿易管理令又は輸入貿易管理令に係る条約等の締約国等について（令和3年1月27日付け輸出注意事項2021第6号・輸入注意事項2021第4号）」に掲げる国又は地域（次の（1）及び（2）に掲げるものを除く。）をいう。）であることを確認すること。 （1）イラク、北朝鮮、リビア、ソマリア、シリア、<u>ロシア若しくはイラン</u>を原産地又は船積地域とし、輸入公表二の表の第1のイラクの項、北朝鮮の項、リビアの項、ソマリアの項、シリアの項、<u>ロシアの項又はイランの項</u>に掲げるもの （2）（略） 2・3 （略）	1－2 輸入の承認に関する確認 1－2－1～1－2－5 （略） 1－2－6 輸入の包括承認に関する確認 特定科学施設包括（輸出・輸入）承認取扱要領（輸出注意事項2019第36号・輸入注意事項2019第80号）に基づき交付されている特定科学施設包括承認証に係る確認については、以下によることにする。 1 輸入しようとする貨物の船積地が、ワシントン条約締約国等（「輸出貿易管理令又は輸入貿易管理令に係る条約等の締約国等について（令和3年1月27日付け輸出注意事項2021第6号・輸入注意事項2021第4号）」に掲げる国又は地域（次の（1）及び（2）に掲げるものを除く。）をいう。）であることを確認すること。 （1）イラク、北朝鮮、リビア、ソマリア、シリア<u>若しくは</u>ロシアを原産地又は船積地域とし、輸入公表二の表の第1のイラクの項、北朝鮮の項、リビアの項、ソマリアの項、シリアの項<u>又は</u>ロシアの項に掲げるもの （2）（略） 2・3 （略）